

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

「元気120%体操」で安全な一日を
朝礼から始まる安心な現場づくり

竹中工務店 有明北3-1地区計画B-1棟新築工事作業所

特集Ⅱ

脱アウトソーシングで意識向上

不二家吉野ヶ里工場

別冊付録

安全とヒューマンエラーは万人のもの

ビジュアルで分かる安全管理

村田 一郎

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2319

12

2018

1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
FP&SR オフィスONE

代表 中島 文之

第280回

プールに反射した光がてんかん発作誘発

■ 災害のあらまし ■

A社が運営するスポーツクラブでは、施設内にダンススタジオやマシンジム、屋内プールなどを設け、インストラクターによるレッスンを利用者に提供していた。なかでも屋内プールは、天井の一部をガラス張りにして外の日差しが多く入り込むように設計され、高い解放感の下で水泳を楽しむよう工夫を凝らしている点が利用者の好評を博していた。地元の高校を卒業後A社に採用されたXは、水泳部に所属していた経験を買われ、水泳のインストラクターとして働いていた。

強い日差しが降り注ぐ夏の日、いつものようにXが水泳の指導をしていたところ、突然Xの両手が激しくけいれんし始めた。急きょ指導を中断し、しばらく体を休めたが、その後もけいれんは繰り返し発生した。医師の診察を受けたところ、Xは若年性ミオクロニーてんかんを発病しており、両手の激しいけいれんは水面に反射した日光によって誘発された発作と診断された。

■ 判断 ■

A社のスポーツクラブに勤務中、脳を損傷するような大怪我を負った経験がなく、明らかな脳の病変も認められなかったことなどから、Xのてんかんは原因不明の特発性てんかん（若年ミオクロニーてんかんは特発性てんかんの一種）であると診断された。また、水面による強い光の反射についても、他のインストラクターや利用者にまで健康被害を及ぼすほどのものではなかったことから、「業務に内在する有害因子」とは認められなかった。

以上の理由により、Xの疾病は**業務外**と判断された。

■ 解説 ■

てんかんは発病原因によって「特発性てんかん」と「症候性てんかん」の2つに大別される。特発性てんかんとはCTやMRIなどによる検査によっても脳に異常が見受けられず、原因不明とされるものを指し、症候性てんかんとは脳炎や髄膜炎、脳出血、脳外傷などによって脳に障害が生じたり脳の一部が傷ついたりすることが原因となるものを指す。症候性てんかんのうち、脳挫傷や頭蓋骨陥没骨折などの頭部外傷の後遺障害として発病するものは、「外傷性てんかん」と呼ばれ、外傷性てんかんの原因となった事故が業務に起因するものと認められる場合（例えば、高所作業中に墜落し頭を強く地面に叩きつけられた場合など）には労災保険の給付対象となり得る。

半面、外傷性てんかん以外の症候性てんかんや特発性てんかんは、当人の生まれつきの体質や感染症、生活習慣病などにより発病するもので、業務との因果関係は薄いと判断されるのが一般的だ。本件ではプールの水面による強い光の反射が発作を誘発しているが、あくまで発作の誘発にとどまる程度のものであり、Xがてんかんを発病する直接の原因となったわけではない。つまり、発作の誘発因子は、労働者の健康障害を起こし得るほどの有害因子には当たらないということである。

以上の点から、外傷性てんかん以外のてんかんについては、ほとんどの場合において業務上の疾病とは判断されないものと捉えて差し支えない。

てんかんには完治できるものと完治しにくいものがあり、小児期に発症したてんかんは体の成長とともに完治する場合がある一方、思春期や成人になってから発症した



ものについては完治が困難とされている。

てんかんが完治せず、発作を抑えるために薬を服用し続けなければならなくなった場合、その症状によっては「精神障害者保健福祉手帳」（以下、「手帳」）の交付を受けられる可能性がある。平成30年4月1日より障害者の法定雇用率の算定基礎に「精神障害者」が加わったが、手帳を交付されているてんかん患者はこの精神障害者に含まれることとなる。

また同日から民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げられたことにより、45.5人以上の従業員を雇用する民間企業にも障害者の雇用義務が課せられることとなった。このため、従来は対象外となっていた民間企業においても障害者雇用への早急な対応が求められている。

手帳の交付を受けることで精神障害者に該当することとなったてんかん患者であっても、薬を正しく服用し続けることなどにより発作を最小限に抑えることが可能だ。てんかん患者の就労にあたっては、ハローワークや地域障害者職業センターなどの援助の下、適切な雇用管理体制を整えることが肝要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp